

(ご参考：12/23) 経済関係ニュースレター（在シアトル総領事館）

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。

本ニュースレターでは、当地の日系企業・団体、レストラン関係者の皆さまを含む在留邦人の方々へ、当地経済や日米関係等のニュースを「経済関係ニュースレター」として配信するものです。今後の配信を希望されない場合は、件名に「ニュースレター配信解除」と記入の上、[こちら](#)までメールを返送ください。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月 2 回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest"を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブは[こちら](#)から。

【本日締切】 当館では現在、当地に進出している日系企業の実態調査へのご協力をお願いしています。本調査は、領事政策の立案及び今後の日本企業支援、当地政府への働きかけなどを行う際の根拠として、非常に重要なものですので、ぜひともご協力いただきますようお願い申し上げます。回答は[こちら](#)から。実施期間：令和 4（2022）年 12 月 23 日（金）まで

1. 日ワシントン州経済関連ニュース

(1) ワシントン州が求人広告における給与の情報開示を雇用主に義務化—2023 年 1 月より開始

ワシントン州では、新たな人材を募集する際に、その職における給与や待遇の記載を義務づける州法が 2023 年 1 月 1 日より発効となる。

- 「ワシントン州平等賃金及び機会法」により、企業全体で従業員が 15 名以上かつワシントン州内で 1 名でも従業員が働いている場合は、対面もしくはリモート勤務により州内の従業員が就く職における時給もしくは年収範囲や待遇を開示することが義務化される。同法は、たとえ州内に所在していなくても、州内で事業活動を実施する雇用主が対象となる。

- ワシントン州内の求職者が見る求人広告だとしても、実際の職場が完全に州外となる職に関しては、給与開示は免除される。
- ワシントン州内の従業員の内部異動や昇進に関しても、従業員が求めた場合は給与の情報開示が必要となる。
- 自らの給与開示をした者、雇用主に情報開示を求めた者、苦情申し立てをした者及びその他同法が定める労働者の権利を請求した者に対する雇用主による報復的措置は違法となる。
- 従業員の性別により賃金格差を生むことを禁じ、雇用主は従業員に対し、勤務年数、経験、学歴、技能、成果及び地域の雇用市場要因が同様の職に関し、平等な賃金を支払わなければならない。
([ワシントン州雇用産業局による平等賃金及び機会法](#)) ([12/15 付けシアトルタイムズ記事](#))

(2) ワシントン州の最低時給が 8.7 パーセント引き上げ 15.74 ドルに

ワシントン州の最低時給が、2023 年 1 月 1 日より 8.7 パーセント上昇し、15.74 ドルとなる。米国連邦が定める最低時給は 2009 年から変わらず 7.25 ドルであり、ワシントン州は米国において最も高い時給を課す州となる。なお、各市では州の規定よりも高い時給を設定することが認められており、2022 年のシアトル市における大半の従業員の最低時給は 17.27 ドル、シータック市では同 17.54 ドル。([12/18 付けシアトルタイムズ記事](#))

(3) ボーイング 737MAX 機の米連邦による承認の期限延長

連邦議会の年度末予算法案において、連邦航空局による承認の期限が本年 12 月 27 日となっていたボーイング 737MAX7 機及び 10 機に関し、2 つの改良条件を満たせば同期限を超えての承認を認める改正案が組み込まれることとなった。これらの条件は、ワシントン州選出の民主党マリア・キャントウェル上院議員の起案を基としており、MAX10 機用が開発された安全強化のための 2 つの改良を、MAX7 機のほか、既に承認されている現行の MAX8 機と MAX9 機にも加えることを求める。同改正法案では、MAX10 機の承認後に全 MAX 機を改良するための猶予が 3 年間認められている。カナダ及び欧州では、管轄内の航空会社に同様の条件を課すことを決定済みだった。([12/19 付けシアトルタイムズ記事](#))

(4) 北西部のアムトラック路線に 2026 年に新たな車両が導入

北西部のシアトル、バンクーバーBC、ポートランドを結ぶアムトラック路線に 2026 年から新車両が導入される。新たな車両はより低燃費であり、地域のフッド山やレーニア山がデザインに盛り込まれ、乗客は新たなアメニティや北西部産の食べ物を提供するカフェを楽しめる。([12/15 付けシアトルタイムズ記事](#))

(5) 米国郵政公社が電気自動車に移行

米国郵政公社(USPS)は今後 5 年間で 100 億ドルを投じ、ガソリン車を電気配送トラックに置き換え、全国の施設に必要な充電インフラを設置する予定である。USPS の車両数 66,000 台は、米国連邦政府の所有する総車両数の 3 分の 1 に当たる。([12/20 付けシアトルタイムズ記事](#))

(6) 連邦政府とワシントン州が無料コロナ検査キット申し込みを受け付け中

ホリデーシーズンを迎え、連邦政府及びワシントン州では、無料で提供する家庭用のコロナ検査キットの申し込みを各ウェブサイトから現在も受け付けている。毎月新たに注文をすることが可能。申し込みはこちらから：[連邦政府ウェブサイト](#)、[ワシントン州ウェブサイト](#)

(7) ワシントン州のインフルエンザ死亡・入院率

ワシントン州保健局によると、現時点でのインフルエンザによる死亡者と入院者の割合が、通常のシーズンよりも高いとして、インフルエンザ・ワクチン接種の資格がある場合は早めに済ませるよう呼びかけている。COVID-19やRSウイルスを含むその他のウイルスにより、州内病院の病床使用可能率が超過してきている。ブースターやワクチンを接種することに加え、保健局は呼吸器系ウイルス防止策として以下を推奨。

- 頻繁に石鹸で手を洗う。石鹸がなく、かつ手に汚れが目に見えない場合は、手指消毒液を使用。
- 混雑した場所や屋内ではマスクの着用を検討。
- くしゃみや咳をするときは、曲げたひじの内側やティッシュで抑え、細菌を手や空中にまき散らさない。
- 病気の人との密接な接触を避ける。
- 具合が悪いと感じる場合は、家から出ない。

([ワシントン州保健局ウェブサイト](#))

2. イベントのお知らせ

(1) (再掲) 1/12 日米協会主催 オンラインセミナー「渋澤栄一と JASSW の誕生」

日本の新しい一万円札の肖像にも採用され、「日本資本主義の父」として知られる渋澤栄一氏は、約 100 年前に 47 人の実業家を率いて渡米し、3 ヶ月にわたる米国訪問を成功に導きましたが、その際、シアトルは最初の訪問地でした。岸田総理は渋澤栄一氏の「論語と算盤」の経営哲学を用いて、「新しい資本主義」を提唱しています。

ワシントン州日米協会が主催する本オンラインセミナーでは、『渋澤栄一 日本のインフラを創った民間経済の巨人』の著者で、渋澤栄一記念財団の研究部部長を務めた木村昌人氏を基調講演者として招き、ゲストスピーカーのダン・フルトン氏 (元・Weyerhaeuser 社 CEO)、森口富雄氏 (北米報知社オーナー)、小田良一氏 (NYK グループアメリカ社社長) とともに、渋澤栄一氏とその経営哲学や、当時からの日本企業の成長について学び、今後の日本経済の活性化について考えます。

【日 時】 1 月 12 日 (木) 17:30~20:00 (米国太平洋時間)

【形 式】 **対面(*)**

【主催者】 ワシントン州日米協会

【参加費】 \$35 (日米協会メンバーは\$20。ただし、日米協会メンバーは今年 (12 月) 中のお申込みの場合は無料)

【参加登録】 お申し込みは[こちら](#)から。

(*)12/16 経済関係ニュースレターでは、オンラインとお伝えしましたが、本セミナーは対面で開催されます。お詫びとともに訂正いたします。

(2) (再掲) 1/24-25 第 20 回&「ジム・リード・メモリアル」ジャパン・シアトル A I ミートアップ

シアトルエリアの A I 関係スタートアップ企業 10 社の各社の事業内容についてのピッチを日本企業等に向けて提供するオンラインイベント「A I ミートアップ」の第 20 回が以下のとおり実施されます。

【日 時】

1日目： 1月24日（火）16:00～17:00（米国太平洋時間）

2日目： 1月25日（水）16:00～17:00（米国太平洋時間）

【参加費】 無料

【言語】 英語（一部、日本語）

【申込み】 [こちら](#)から

編集後記：

12月20日に、日本人の米国農業研修の修了式を当館で開催いたしました。この研修は国際農業者交流協会が提供している1年半の長期プログラムで、前身も合わせると70年もの歴史を持っています。この研修の中で、研修生の皆さんは、ホームステイをしながらの米国の農業を直に体験されたり、UCデイビスで農業ビジネスを勉強されました。パンデミックの中で様々な困難を克服されて研修を修了された研修生の皆さんの顔は達成感と夢に満ちあふれて輝いて見えました。日本で農業を始められる方、企業に就職される方、米国に残られる方、別の国に行かれる方など、研修生の今後の進路は人それぞれですが、米国での経験を糧にいろんな分野でご活躍されることを期待します。

（参考：在シアトル日本国総領事館）

- ・ [新型コロナウイルス関連情報](#)（全般的な情報）
- ・ [日本へ入国・帰国するすべての方へ ～日本の水際対策措置～](#)（10月11日更新）
- ・ [2022年経済再開・新型コロナウイルス関係情報](#)（3月1日更新）
- ・ [新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#)（12月15日更新）
- ・ [州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

（免責）

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

（領事メールについて）

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107